

# 宮城県防災会議

日時 平成17年3月24日(木)  
午後2時から  
場所 パレス宮城野2階 錦萩の間

## 次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題

宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の計画修正（案）について  
(資料1, 2)

- 4 報告事項

市町村地域防災計画の修正に係る専決処分について (資料3)

- 5 その他

- (1) 平成17年度当初予算重点事業について (資料4)
- (2) 国民保護法について (資料5)
- (3) 平成16年の災害等の発生状況について (資料6)

- 6 閉 会

### ※ 配付資料

- 資料1：県地域防災計画（風水害等災害対策編）修正フロー図  
資料2：宮城県地域防災計画「風水害等災害対策編」の修正について  
資料3：市町村地域防災計画修正の状況（会長専決）  
資料4：平成17年度当初予算重点事業「みやぎ震災対策アクションプラン」  
資料5：国民保護法について  
資料6：平成16年の災害等の発生状況



# 宮城県防災会議出席者名簿

平成17年3月24日

	機 関 名	委員 職・氏名		代理出席者 職・氏名	
1	宮城県	会長（知事）	浅野 史郎		
2	東北管区警察局	広域調整部長	小林 了一	災害対策官	清水 政則
3	東北財務局	局長	安宅 敏和	総務第一係長	石井 武
4	東北厚生局	局長	小竹 久平	健康福祉部長	濱砂 英一
5	東北農政局	局長	海野 洋	生産経営流通部次長	渡邊 辰男
6	東北森林管理局	局長	川喜多 進	仙台森林管理署長	池田 康久
7	東北経済産業局	局長	本部 和彦	総務課長	渡邊 政嘉
8	仙台管区気象台	台長	佐藤 信夫		
9	東北運輸局	局長	松本 和良	環境・安全防災課長	相馬 恒雄
10	第二管区海上保安本部	本部長	坂場 正保	救難課長	小野寺正則
11	東北総合通信局	局長	貝沼 孝二	総務部長	小松田康成
12	宮城労働局	局長	寺本 隆信	欠 席	
13	東北地方整備局	局長	森永 教夫	防災対策官	菅原 信雄
14	東京航空局仙台空港事務所	空港長	西垣 倍治		
15	関東東北鉱山保安監督部	部長	南 紀夫	監督課長	福田 雅利
16	第二十二普通科連隊	連隊長	加藤 誠		
17	宮城県市長会	会長	藤井 黎	事務局代理	進藤 富之
18	宮城県町村会	会長	鹿野 文永	欠 席	
19	財団法人宮城県消防協会	会長	渡邊 権悦		
20	宮城県消防長会	会長	可沼 伸一	事務局長	佐藤 幸夫
21	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	支社長	鈴木 俊一	主席	眞城 雅幸
22	東日本電信電話株式会社宮城支店	支店長	清水 毅志	災害対策担当課長	山田 孝雄
23	日本銀行仙台支店	支店長	八尾 和夫	文書課長	山川 孝
24	東北電力株式会社宮城支店	理事支店長	亀ヶ森 恵司	企画・総務総括リダー	野上 正文
25	日本通運株式会社仙台支店	支店長	海野 孝	総務課長	松島 輝
26	日本赤十字社宮城県支部	事務局長	山田 洋治郎		
27	日本放送協会仙台放送局	局長	江頭 賢治	報道担当部長	高橋 宗和
28	日本道路公団東北支社	支社長	大西 敏夫	保全部調査役	矢木 洋一
29	日本郵政公社東北支社	支社長	元女 久光	企画課長	伊藤 誠一
30	東北放送株式会社	報道制作局長	佐々木 彰		
31	株式会社仙台放送	コンテンツ長	大塚 和雄		
32	株式会社宮城テレビ放送	報道制作局長	熊谷 伸一		
33	株式会社東日本放送	コンテンツ長	千石 文夫		
34	株式会社エフエム仙台	制作部長	佐藤 義晴	制作部ニュース室調査役	鈴木 光芳
35	社団法人宮城県医師会	会長	師 研也		
36	宮城県教育委員会	教育長	白石 晃		
37	宮城県警察本部	本部長	東川 一	警備課長	沼田 貞
38	宮城県	副知事	柿崎 征英	欠 席	

39	"	副知事	加藤 正人	欠 席	
40	"	出納長	菅原 清毅	欠 席	
41	"	公営企業管理者	伊藤 整史		
42	"	病院事業管理者	久道 茂	病院局長	加茂 和一
43	"	総務部長	三浦 秀一		
44	"	企画部長	伊東 智男		
45	"	環境生活部長	三浦 俊一		
46	"	保健福祉部長	加藤 秀郎	保健福祉部次長	黒沢 正敏
47	"	産業経済部長	遠藤 正明	産業経済部次長	今野 純一
48	"	土木部長	齋藤 進		

事務局：宮城県	危機管理監	千葉 宇京
"	危機対策課長	田中 和郎
"	消防課長	兵藤 公男
"	危機対策課長補佐	三浦 卓

出席者：43名  
(代理出席26名を含む)

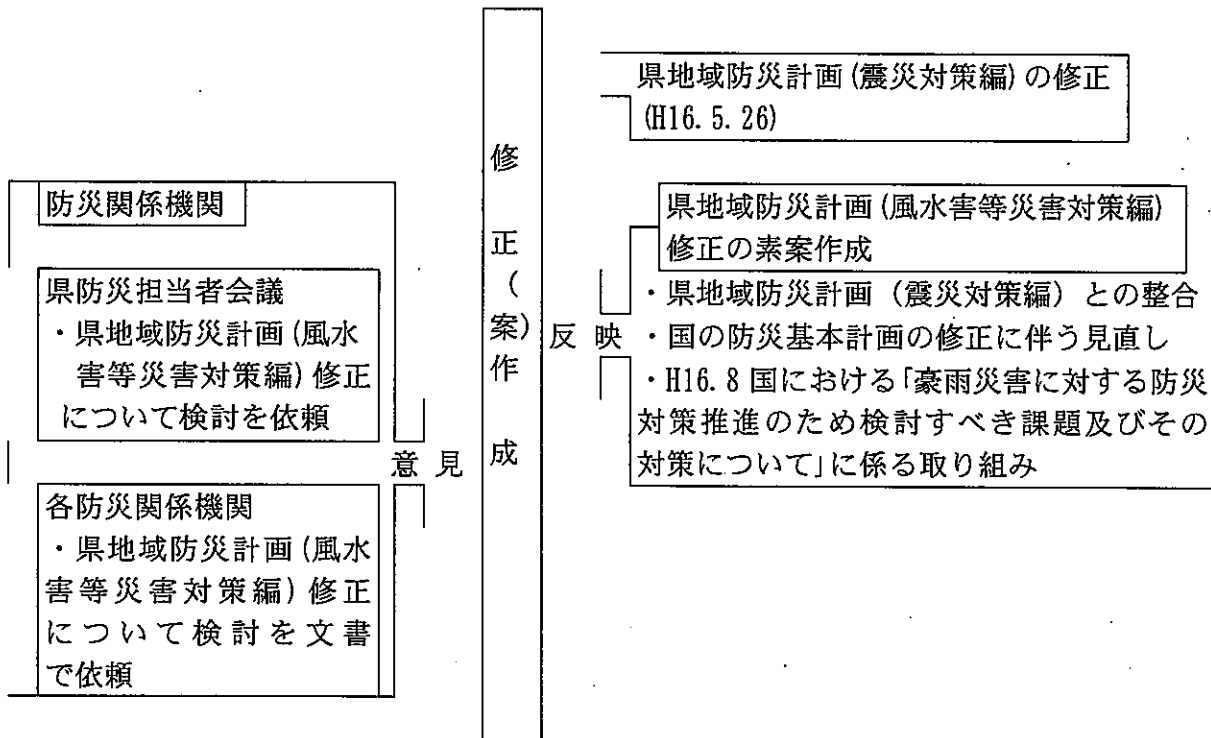




# 県地域防災計画(風水害等災害対策編)修正フロー図

平成17年3月24日

## H10.6 県地域防災計画(風水害等災害対策編)修正



各防災関係機関へ修正後の(案)を再度送付

### H17.2.1(火) 防災会議幹事会議

県地域防災計画(風水害等災害対策編)修正(案)の承認  
(各防災機関からの追加修正意見を反映)

国(消防庁)への事前協議 H17.2.2  
了 承 H17.3.11

事前協議時の指導箇所修正 H17.3.8 → (防災会議幹事へ報告)

### H17.3.24(木) 防 災 会 議

県地域防災計画(風水害等災害対策編)修正(案)の承認

国(消防庁)への本協議 H17.3.29(予定)  
回 答 H17.5.中旬予定

県地域防災計画(風水害等災害対策編)の発刊  
平成17年6月末 → 各防災関係機関へ送付



## 宮城県地域防災計画「風水害等災害対策編」の修正について

平成17年3月24日  
宮城県防災会議事務局

### 1 計画修正の経緯

#### 計画修正の変遷

風水害等災害対策の根幹を成す宮城県地域防災計画「風水害等災害対策編」は、平成6年2月に宮城県地域防災計画「計画編」のうち、「一般災害対策編」を見直し、「風水害等災害対策編」として新たに策定されたものである。

同計画は逐次見直しが行われており、平成9年6月に修正された、国の防災基本計画に新たに盛り込まれた事故災害（海上・航空・鉄道・道路）の防災対策を加え風水害等の災害対策の充実強化を図るため、平成10年6月に事故災害対策を追加し、今日に至っている。

#### 宮城県地域防災計画の主な沿革

S38.	7. 10	県計画策定
S54.	3. 16	宮城県沖地震を契機に「震災対策編」策定
S57.	3. 15	「原子力防災編」策定
H 9.	6. 13	「震災対策編」全面修正，別冊
H10.	6. 9	「風水害等災害対策編」一部修正，事故災害対策を追加
H13.	4. 11	「原子力災害対策編」修正
H16.	5. 26	「震災対策編」全面修正

### 2 県地域防災計画「風水害等災害対策編」の修正概要

平成14年3月及び平成16年3月に行われた国の防災基本計画の修正及び、平成16年5月に修正を行った県地域防災計画「震災対策編」との整合性を図るとともに、近年の豪雨等各種災害を踏まえた防災体制の確立を図るため、県地域防災計画「風水害等災害対策編」の見直しを行ったもの。

#### (1) 計画の体系

[現計画]			[新計画(案時点)]		
第1章 総 則	4 節	→	第1章 総 則	3 節	
第2章 災害予防対策	17 節	→	第2章 災害予防対策	20 節	
第3章 災害応急対策	30 節	→	第3章 災害応急対策	32 節	
第4章 災害復旧・復興対策	5 節	→	第4章 災害復旧・復興対策	7 節	
4章 56 節 (229 ページ)			4章 62 節 (317 ページ)		

(2) 案で新たに節として設けた項目

[第2章 災害予防対策]

- ① 第2節「都市の防災対策」
- ② 第7節「防災拠点等の整備」
- ③ 第19節「企業等の防災対策の推進」

[第3章 災害応急対策]

- ① 第10節「相談活動」
- ② 第12節「海外からの支援の受入」
- ③ 第22節「愛玩動物の収容対策」

[第4章 災害復旧・復興対策]

- ① 第3節「住宅復旧支援」
- ② 第5節「都市基盤の復興対策」

### 3 修正した案の主な概要

#### (1) 各章共通項目

- ① 県及び防災関係機関の組織改編等に伴う名称等を変更した。
- ② 各種計画の名称や計画年度の変更に伴う修正及び数値データについて、最新の内容に修正した。
- ③ 「災害弱者」を「災害時要援護者」に用語を修正した。(国の用語の統一)

#### (2) 第1章 総則

- ① 第1節 計画の目的と構成
  - ・「自助」「共助」「公助」の3助による防災協働社会の形成による減災の理念を追加した。
- ② 第2節 各機関の役割と業務大綱
  - ・県民の防災に対する取り組みについて具体的な記載をした。
  - ・防災関係機関の組織改編等に伴う、機関の名称及び業務の大綱を修正した。

#### (3) 第2章 災害予防対策

- ① 第1節 風水害等に強い県土づくり
  - ・都市地域での水害実績等を踏まえた効果的な河川の治水対策及び、浸水想定区域の指定を追加し、区域の公表及び避難の確保等県及び市町村の役割を明確にした。
  - ・「土砂災害予防対策」に土砂災害防止対策の推進を追加し、土砂災害危険箇所等の公表や防災マップの作成等具体的な対策を記載した。
  - ・「風雪害予防対策」に除雪体制等の整備に具体的な対策を追加し、「避難所体制の整備」及び「スキー場利用客対策」を追加した。
- ② 第2節 都市の防災対策
  - ・火災の拡大防止や避難の安全性を確保するため「都市の防災対策」を新設し、市街地開発事業等における県及び市町村の役割を明確にした。
- ③ 第3節 建築物等の予防対策
  - ・「防災事業の施行」に、不特定多数の者が使用する公共施設等における浸水等風水害の安全確保等について具体的な対策を記載した。
- ④ 第5節 情報通信網の整備
  - ・高性能なネットワークの整備、防災情報システムの機能充実について具体的な対策を記載した。
  - ・「非常通信体制整備」を追加し、非常時の複数通信体制について具体的な対策を記載した。
  - ・「市町村における災害通信網の整備」に停電時を想定した実践的な訓練の実施及び市町村合併に伴う対応、地域住民に対する通信手段の整備について追加した。

- ⑤ 第6節 職員の配備体制
  - ・災害対策本部、支部の初動時における職員の応急配備等について具体的な対応を記載した。
- ⑥ 第7節 防災拠点等の整備
  - ・災害時における防災対策を推進するため、「防災拠点等の整備」を新設し、応援部隊の集結場所、物資搬送等災害時の救援活動拠点に資する公共施設の整備拡充について、県及び市町村の役割を明確にした。
- ⑦ 第11節 避難収容対策
  - ・災害時要援護者等に対する「避難誘導體制」を追加するとともに、風水害等の災害に耐える避難所の指定、住民に対する周知について、具体的な対策を記載した。
- ⑧ 第14節 ボランティアの受入れ
  - ・一般ボランティアの受入体制を追加し、ボランティアコーディネーターの養成及び受入拠点の整備等について整理した。
- ⑨ 第16節 防災訓練の実施
  - ・県及び市町村の防災訓練について、災害を想定したより実践的な訓練を行うことを追加するとともに、通信関係機関の非常通信訓練を追加した。
- ⑩ 第19節 企業等の防災対策の推進
  - ・企業等の自衛防災組織は地域における防災上欠かせないため、「企業等の防災対策の推進」を新設し、防災組織の編成について指導を行い、地域防災力の向上を図るため別節として整理した。

#### (4) 第3章 災害応急対策

- ① 第1節 防災気象情報の伝達
  - ・気象台が発表する防災気象情報及び火災気象通報基準、警報、注意報の細分区域について修正した。
  - ・水防警報伝達系統図、指定河川洪水予報伝達系統図、気象警報等伝達系統について必要な機関を追加修正した。
- ② 第2節 防災活動体制
  - ・職員の配備体制及び配備基準について修正し、初動体制の強化を図った。
- ③ 第3節 警戒活動
  - ・水防活動に水防団及び消防機関、河川管理者等の実施すべき事項を明確にした。
- ④ 第4節 避難活動
  - ・避難長期化への対処及び避難所の指定並びに運営について、高齢者などへの配慮等の語句を追加した。
- ⑤ 第5節 災害情報の収集・伝達体制
  - ・災害時の迅速な情報収集及び伝達について必要な語句を追加した。

⑥ 第7節 災害広報活動

・災害時要援護者、帰宅困難者等に対する情報の伝達及び、防災関係機関の広報体制の整備等の語句を追加した。

⑦ 第8節 災害救助法の適用

・災害救助法施行細則等の改正(H15.7.4)に伴い、適用基準、手続等を修正した。

⑧ 第10節 相談活動

・大規模な災害時における被災者等からの各種相談、要望に対応するため、「相談活動」を新設し、県民からの相談に的確に対応するため県及び市町村の役割を明確にした。

⑨ 第11節 相互応援活動

・広域的な災害の発生により隣接する市町村間の個別応援が困難な場合、県が調整し必要な応援ができる全市町村相互応援協定について追加するとともに広域消防応援基本計画等消防応援の見直しに伴い、消防機関応援体制等について修正した。

⑩ 第12節 海外からの支援の受入

・大規模な災害時に海外からの支援の申し出が想定されるため「海外からの支援の受入」を新設し、救助活動の受け入れ及び国と連絡調整等について県の体制を明確にした。

⑪ 第13節 自衛隊の災害派遣

・自衛隊の活動が効果的に実施されるよう、基準・要請手続きについて具体的に記載するとともに、自衛隊の派遣及び派遣部隊の活動内容を明確にした。

⑫ 第20節 ボランティア活動

・災害ボランティア関係団体のネットワークを整備するとともに、災害時には県及び市町村に災害ボランティアセンターを設置し、一般ボランティアの受入体制や役割分担を具体的に記載した。

・専門ボランティアの受け入れ項目及び担当部局を追加した。

⑬ 第21節 災害時要援護者・外国人対策

・応急仮設住宅への優先入居等災害時要援護者に対する配慮を明記した。

・県内の外国人の急増を踏まえ、外国人対策について市町村が実施すべき具体的な対策を示し、役割を明確にした。

⑭ 第22節 愛玩動物の収容対策

・大規模災害では、被災した動物の救護が求められることから「愛玩動物の収容対策」を新設し、被災地域における動物の保護、避難所における動物の適正な飼育について、県の役割を明確にした。

(5) 第4章 災害復旧・復興対策

① 第1節 災害復旧・復興

・県及び市町村が、災害応急対策後に策定すべき公共施設の災害復旧事業計画の具体的な項目を明記した。

② 第2節 生活再建支援

・被災者生活支援制度の適用災害、対象世帯、支給条件などの具体的な内容を明確にした。

③ 第3節 住宅復旧支援

・被災者の生活再建を支援するため「住宅復旧支援」を新設し、被災者による自立再建を基本とした住宅再建支援対策を明記した。

④ 第5節 都市基盤の復興対策

・住民生活や産業活動の早期回復を図るため「都市基盤の復興対策」を新設し、災害に強い地域に再生するため必要な整備計画の策定を明記した。

## 市町村地域防災計画修正の状況（会長専決）

（平成16年度1件）

	市町村名	修正に対する意見具申日	修正項目
1	加美町	平成17年 2月28日	震災対策編・風水害対策編

[参考]

（平成15年度1件）

	市町村名	修正に対する意見具申日	修正項目
1	桃生町	平成15年 5月20日	震災対策編・風水害対策編

（平成14年度1件）

	市町村名	修正に対する意見具申日	修正項目
1	仙台市	平成15年 3月31日	震災対策編

（平成13年度12件）

	市町村名	修正に対する意見具申日	修正項目
1	石巻市	平成13年 9月 6日	原子力対策編
2	蔵王町	平成13年12月26日	震災対策編・風水害対策編
3	雄勝町	平成14年 1月18日	震災対策編・風水害対策編
4	松山町	平成14年 2月 6日	震災対策編・風水害対策編
5	川崎町	平成14年 2月27日	震災対策編・風水害対策編
6	金成町	平成14年 3月 8日	震災対策編・風水害対策編
7	大郷町	平成14年 3月14日	震災対策編・風水害対策編
8	鳴瀬町	平成14年 3月15日	震災対策編・風水害対策編
9	気仙沼市	平成14年 3月15日	風水害対策編
10	南方町	平成14年 3月27日	震災対策編・風水害対策編
11	女川町	平成14年 3月29日	原子力対策編
12	牡鹿町	平成14年 3月29日	原子力対策編





平成17年度当初予算重点事業「みやぎ震災対策アクションプラン」一覧表

柱	部 名	予算要求事業名	○ 戦 略	予算額 (単位:千円)	事 業 内 容
I 防災意識の高揚	保健福祉部	災害ボランティア受入体制整備事業		8,200	災害ボランティアの受入体制の整備
	環境生活部	在住外国人支援事業		800	県民を対象に災害時通訳ボランティアを募集し、県内一円をカバーできる体制を創設する。
		その他		16,405	〔石油コンビナート等防災対策 総合防災訓練 など〕
計	I 防災意識の高揚			25,405	
II 防災体制の強化	総務部	総合防災情報システム改修改善事業	○	518,650	総合防災情報システム(MIDORI)について、宮城県沖地震に対応する情報収集機能等の強化を図るとともに、ハードウェアの老朽化問題を解消する。
		その他		22,193	
計	II 防災体制の強化			540,843	
III 防災情報通信体制の確立	企画部	みやぎハイパーウェブ構築事業		8,277	災害時にもネットワーク内運用システムを安定稼働させるため、専用電源を用意し、通信制御機器へ電源を安定供給させる。
	環境生活部	災害時外国籍県民ポータルサイト構築事業		2,400	多言語に対応した災害発生時の情報提供ウェブサイトを構築する。
		その他		844,570	〔河川流域情報システムの更新 土砂災害関係の防災情報の活用 など〕
計	III 防災情報通信体制の確立			855,247	
IV 耐震化の推進	土木部	木造住宅震災対策事業 (みやぎの住宅産業振興プロジェクト)	○	235,400	耐震診断士の派遣、耐震改修への助成
	土木部	ブロック塀等地震対策総合事業	○	26,250	危険ブロック塀除却・復旧に対する助成
	保健福祉部	保育所耐震診断支援事業	○	46,300	保育所の耐震診断及び耐震補強工事に要する経費の一部を助成する。
	総務部	合同庁舎施設改良費	一部	132,313	合同庁舎の耐震診断、耐震補強工事
	県警察本部	警察施設耐震化推進事業(特機宿舍)	○	630,760	耐震問題のある警察官待機宿舍の計画のうち7棟の改修整備を実施する。
	県警察本部	交番・駐在所耐震化事業	○	230,000	老朽の著しい交番・駐在所10ヶ所について建て替えを実施する。(建築・監理・工事)
	総務部	私立学校耐震化促進事業	○	13,000	耐震対策を行う私立の高校、中学校、中等教育学校、小学校、養護学校及び幼稚園の設置者に対して補助する。
	教育庁	県立学校施設整備事業 (校舎増築事業)	○	1,577,000	県立高等学校、県立特殊教育諸学校の耐震診断、耐震補強工事
	教育庁	公立小中学校等耐震化促進事業	○	68,000	公立小中学校等の耐震診断への補助
	産業経済部	海岸保全施設整備事業(高潮) 漁港改良事業(一般改良)		230,000	漁港海岸の保全施設整備
	土木部	緊急輸送道路橋梁震災対策事業 (橋梁補修)	○	830,000	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化
		その他		20,814,284	〔漁港施設の整備 基幹農業水利施設の整備 緊急輸送道路の整備 土砂災害防止施設の整備 など〕
	計	IV耐震化の推進			24,833,307
V 地震に強い施設づくり	県警察本部	災害対応型交通安全施設の整備事業	○	22,000	大規模震災による交通混乱の防止と緊急輸送路を確保するため信号機電源付加装置や情報板等の災害対応型交通安全施設を整備するもの
	土木部	防潮水門等緊急整備事業 (海岸局改良事業)	○	169,100	海岸陸門等ゲートの操作性改善や補修の実施
	土木部	防潮水門等緊急整備事業 (海岸局改良事業)	○	77,900	海岸陸門等ゲートの操作性改善や補修の実施
	土木部	防潮水門等緊急整備事業 (河川防潮水門整備)	○	1,494,000	河川防潮水門の耐震化等
		その他		105,646	
計	V地震に強い施設づくり			1,868,646	
VI 災害応急対策の整備	保健福祉部	医療機関耐震化促進事業	○	4,295	救急医療担当病院等の耐震診断にかかる経費の一部を助成する。
	保健福祉部	災害時救急医療体制整備推進事業		13,928	災害拠点病院に災害時の救護活動に必要な備品等を配備するとともに、災害時の救急医療を担う各医療機関の通信手段を確保するため無線設備を整備する。
		その他		50,521	
計	VI災害応急対策の整備			68,744	
VII 被災後の生活安定対策の準備				56,164	
VIII その他				1,877	(災害援助費事業 重点事業はない)
合計				28,250,253	28,402,636千円(H16繰り越し含む)



## 国民保護法について

### 1 有事関連法制に係るこれまでの経緯

- ◇平成14年4月17日 武力攻撃事態対処法案（基本法）国会提出
- ◇平成15年6月6日 武力攻撃事態対処法成立
- ◇平成16年3月9日 国民保護法案国会提出
- ◇ " 6月14日 国民保護法成立
- ◇ " 9月17日 国民保護法施行
- ◇ " 12月14日 国民の保護に関する基本指針要旨の公表
- ◇平成17年3月4日 国民の保護に関する基本指針（案）及び都道府県国民保護モデル計画（素案）の公表

### 2 今後の主要スケジュール

#### (1) 平成16年度

- ① 都道府県国民保護協議会条例及び国民保護対策本部条例等の制定
- ② 国民の保護に関する基本指針閣議決定（内閣官房）
- ③ 都道府県国民保護計画のモデルの提示（消防庁）

#### (2) 平成17年度

##### 〔都道府県〕

- ① 指定地方公共機関の指定
- ② 都道府県国民保護協議会の開催
- ③ 都道府県国民保護計画の作成 → 協議会への諮問・答申

##### 〔市町村〕

- 市町村国民保護協議会条例及び国民保護対策本部条例等の制定

##### 〔国、指定公共機関〕

- ① 指定行政機関の国民保護計画の作成
- ② 指定公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成

#### (3) 平成18年度

##### 〔市町村〕

- ① 市町村国民保護協議会の開催
- ② 市町村国民保護計画の作成 → 協議会への諮問・答申

##### 〔指定地方公共機関〕

- 指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成

##### 〔国、都道府県、市町村〕

- 国民の保護のための措置についての訓練及び啓発

### 3 基本指針の主要な内容

- ◎ 「国民の保護に関する基本指針」は、国民保護法に基づき国があらかじめ定めるもので、指定行政機関、都道府県、指定公共機関が国民保護計画を作成する際の主要な事項について規定したものである。

① 国民保護措置の実施に関する基本的な方針

1) 基本的人権の尊重

国及び地方公共団体は基本的人権を尊重し、国民の自由と権利に制限を加える場合は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に実施

2) 関係機関相互の連携協力の確保

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制を整備

3) 指定公共機関等の自主性の尊重

国及び地方公共団体は、日本赤十字社が実施する国民保護措置について、その特性にかんがみ自主性を尊重するとともに、放送事業者が国民保護措置として実施する放送については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由に特に配慮

② 警報の伝達

1) 対策本部長（内閣総理大臣）は、武力攻撃事態の現状・予測、武力攻撃が発生した地域等について、文書により警報を発令

2) 警報は、中央防災無線、都道府県及び市町村の防災行政無線等を活用して、国から地方公共団体及び放送事業者等の指定公共機関・指定地方公共機関へ迅速・確実に通知・伝達

③ 住民の避難

1) 対策本部長は、避難が必要な地域の知事に対して避難措置を指示

2) 知事は、市町村長を経由し、地理的特性等を踏まえ、国道・県道等の主要な避難経路、電車・バス等の交通手段を示して、住民に対し直ちに避難を指示

3) 市町村長は、防災行政無線、広報車等で、避難の指示の住民への伝達に努めること

4) 市町村長は、避難の指示があったときは、国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づいた避難実施要領を策定し、避難住民を誘導

市町村長は、高齢者、障害者等の避難を適切に行うため、これらの者が滞在する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて、避難誘導を適切に実施するための必要な措置を要請

市町村の職員・消防機関のみでは十分な対応が困難であると認める場合は、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請

④ 避難住民等の救援

1) 対策本部長の避難住民等の救援の指示を受けた知事は、収容施設の供与、食品・生活必需品の給与等の必要と認める救援を実施

2) 避難所を開設し運営管理

3) 安否情報の収集・提供

⑤ 武力攻撃災害への対処

1) 知事は、住民の危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施

2) 知事は、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請

⑥ 国民生活の安定

1) 国、地方公共団体等は、生活関連物資等の価格安定、金銭債務の支払猶予、通貨・金融の安定、教育の確保、雇用維持、水の安定供給等の国民生活安定に必要な措置を実施

2) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、安全の確保に配慮した上で、それぞれの所管する施設及び設備について応急復旧を実施

⑦ 武力攻撃災害の復旧

国は、武力攻撃災害の被災状況等を勘案し、迅速な復旧に向けて必要な措置を実施

⑧ 訓練、備蓄

1) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、実践的な訓練と訓練後の評価の実施に努めるとともに、防災訓練との有機的な連携に配慮

2) 地方公共団体は、防災のために備蓄物資・資材を活用できるようにするとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資・資材を備蓄し、又は調達体制を整備

# 国民保護協議会について

- 1 名 称 『宮城県国民保護協議会』
- 2 根拠法令 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
(平成16年6月18日法律第112号) ※ 略称：国民保護法
- 3 設置目的 都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該都道府県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進する。(国民保護法第37条第1項)
- 4 所掌事務 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べること。(国民保護法第37条第2項)  
※ 都道府県知事は、都道府県の国民の保護に関する計画を作成・変更するときは、あらかじめ、協議会に諮問しなければならない。(国民保護法第37条第3項)
- 5 組 織
  - (1) 会 長 知事(国民保護法第38条第1項)
  - (2) 委 員 次に掲げる者のうちから、知事が任命(国民保護法第38条第4項)
    - ① 指定地方行政機関の長又はその指名する職員
    - ② 防衛庁長官が指定する陸上・海上・航空の各自衛隊に所属する者
    - ③ 副知事
    - ④ 県教育委員会の教育長
    - ⑤ 県警察本部長
    - ⑥ 県の職員
    - ⑦ 市町村長
    - ⑧ 消防長
    - ⑨ 指定公共機関の役員又は職員
    - ⑩ 指定地方公共機関の役員又は職員
    - ⑪ 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者※ 委員の任期：2年(国民保護法第38条第5項)
  - (3) 専門委員
    - ① 専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。(国民保護法第38条第6項)
    - ② 専門委員は、1) 指定地方行政機関、2) 都道府県、3) 市町村、4) 指定公共機関、5) 指定地方公共機関 の職員、6) 国民の保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者 のうちから、都道府県知事が任命する。(国民保護法第38条第7項)
  - (4) 幹 事
    - ① 委員及び専門委員を補佐するため、幹事を置く。
    - ② 委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。



# 平成16年の災害等の発生状況

(前回防災会議(平成16年3月)報告分以降)

平成 16 年 災 害 等 の 発 生 状 況

月 日	種 別	概 要
1. 23	地 震	<p>18 時 01 分頃福島県沖（北緯 37.7 度 東経 141.1 度）を震源とする地震（M=5.4）により、県内で揺れを感じたが、この地震による被害は発生しなかった。</p> <p>各地の震度 震度 4 角田市</p> <p style="text-align: right;">（宮城県警戒本部設置）</p>
2. 23	暴 風 暴風警報	<p>発達した低気圧の影響で、県内では暴風による被害が発生した。</p> <p>農業関連被害 37,726 千円 被害額計 37,726 千円</p>
4. 20	暴 風 暴風警報	<p>発達した低気圧の影響で、県内では暴風による被害が発生した。</p> <p>農業関連被害 28,717 千円 被害額計 28,717 千円</p>
5. 21	台風 2 号 大雨警報	<p>台風 2 号が接近し、県内に大雨警報が発令された。</p> <p>◇県内の降雨量（5 月 20 日 17 時から 21 日 13 時まで） ・雄勝 96mm・丸森 88mm・川崎 86mm・仙台 85mm・筆甫 79mm ・白石 76mm・志津川 75mm・石巻 64mm・古川 62mm</p>
6. 21	台風 6 号 大雨警報 洪水警報 暴風警報	<p>台風 6 号の影響で、県内では大雨・暴風による被害が発生した。</p> <p>◇県内の降雨量（6 月 21 日 12 時から 22 日 12 時まで） ・駒ノ湯 109.5mm・気仙沼 73.5mm・古川 32.5mm</p> <p>農業関連被害 26,113 千円 被害額計 26,113 千円</p>
7. 17	大 雨 大雨警報 洪水警報	<p>梅雨前線の影響で、県内では大雨による被害が発生した。</p> <p>◇県内の降雨量（7 月 17 日 05 時から 18 日 05 時まで） ・不忘山 87mm・駒ノ湯 79mm・鶯沢 78mm・川渡 72mm</p> <p>農業関連被害 18,000 千円 被害額計 18,000 千円</p>
8. 20	台風 15 号 暴風警報	<p>台風 15 号の影響で、県内では暴風による被害が発生した。</p> <p>農業関連被害 62,441 千円 被害額計 62,441 千円</p>
8. 30	台風 16 号 暴風警報	<p>台風 16 号の影響で、県内では暴風による被害が発生した。</p> <p>土木関連被害 210,904 千円 農業関連被害 37,424 千円</p>



	波浪警報	水産業関連被害 被害額計	4,567千円 252,895千円
9.7	台風18号 暴風警報	台風18号の影響で、県内では暴風による被害が発生した。 農業関連被害 被害額計	1,896千円 1,896千円
9.29	台風21号 大雨警報 洪水警報 暴風警報 波浪警報	台風21号の影響で、県内では大雨、暴風による被害が発生した。 ◇県内の降雨量(9月29日16時から30日16時まで) ・気仙沼97mm・鹿島台76mm 土木関連被害 被害額計	40,500千円 40,500千円

月日	種別	概要	要
10.9	台風22号 大雨警報 洪水警報 暴風警報 波浪警報	台風22号の影響で、県内では大雨、暴風、波浪による被害が発生した。 ◇県内の降雨量(10月8日15時から10日5時まで) ・亘理162mm・筆甫172mm・丸森148mm ・川崎136mm・白石119mm・仙台112mm 土木関連被害 農業関連被害 林業関連被害 被害額計	291,100千円 129,879千円 5,765千円 426,744千円
10.20	台風23号 大雨警報 洪水警報	台風23号の影響で、県内では大雨による被害が発生した。 ◇県内の降雨量(10月19日20時から21日5時まで) ・丸森134mm・亘理116mm・白石110mm ・川崎106mm・石巻84mm・仙台84mm 土木関連被害 被害額計	18,000千円 18,000千円

10.23	地 震	<p>17時56分頃新潟県中越地方（北緯37.3度、東経138.8度）を震源とする地震「平成16年新潟県中越地震（M=6.8）」により、新潟県で震度7を観測し、県内でも揺れを感じたが、被害は発生しなかった。</p> <p>各地の震度 震度4 大河原町</p> <p style="text-align: right;">（宮城県警戒本部設置）</p>														
11.26 ～ 27	暴 風 暴風警報	<p>発達した低気圧の影響により、県内で暴風による被害が発生した。</p> <table border="0"> <tr> <td>農業関連被害</td> <td>52,835千円</td> </tr> <tr> <td>水産業関連被害</td> <td>1,800千円</td> </tr> <tr> <td>被害額計</td> <td>54,635千円</td> </tr> </table>	農業関連被害	52,835千円	水産業関連被害	1,800千円	被害額計	54,635千円								
農業関連被害	52,835千円															
水産業関連被害	1,800千円															
被害額計	54,635千円															
12.4 ～ 6	暴 風 波 浪 暴風警報 波浪警報	<p>発達した低気圧の影響により、県内で暴風による被害が発生した。</p> <table border="0"> <tr> <td>農業関連被害</td> <td>806千円</td> </tr> <tr> <td>水産業関連被害</td> <td>37,600千円</td> </tr> <tr> <td>被害額計</td> <td>38,406千円</td> </tr> </table>	農業関連被害	806千円	水産業関連被害	37,600千円	被害額計	38,406千円								
農業関連被害	806千円															
水産業関連被害	37,600千円															
被害額計	38,406千円															
12.16 ～ 17	暴 風 波 浪 暴風警報 波浪警報	<p>発達した低気圧の影響により、県内で暴風による被害が発生した。</p> <table border="0"> <tr> <td>農業関連被害</td> <td>3,685千円</td> </tr> <tr> <td>被害額計</td> <td>3,685千円</td> </tr> </table>	農業関連被害	3,685千円	被害額計	3,685千円										
農業関連被害	3,685千円															
被害額計	3,685千円															
12.30	地 震	<p>22時29分頃宮城県沖（北緯38.9度 東経141.7度）を震源とする地震（M=5.0）により、県内で揺れを感じたが、この地震による被害は発生しなかった。</p> <p>各地の震度 震度4 歌津町 気仙沼市</p> <p style="text-align: right;">（宮城県警戒本部設置）</p>														
		<table border="0"> <tr> <td>年間被害額計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一部 破 損</td> <td>85棟</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>560,504千円</td> </tr> <tr> <td>農業被害</td> <td>406,666千円</td> </tr> <tr> <td>林産被害</td> <td>5,765千円</td> </tr> <tr> <td>水産被害</td> <td>43,967千円</td> </tr> <tr> <td>被害額計</td> <td>1,016,902千円</td> </tr> </table>	年間被害額計		一部 破 損	85棟	公共土木施設	560,504千円	農業被害	406,666千円	林産被害	5,765千円	水産被害	43,967千円	被害額計	1,016,902千円
年間被害額計																
一部 破 損	85棟															
公共土木施設	560,504千円															
農業被害	406,666千円															
林産被害	5,765千円															
水産被害	43,967千円															
被害額計	1,016,902千円															

--	--	--



# 宮城県防災会議会議録

平成17年3月24日

- 1 会議名 宮城県防災会議
- 2 開催日時 平成17年3月24日(木) 午後2時から午後4時まで
- 3 開催場所 パレス宮城野 2階錦萩の間  
仙台市青葉区上杉三丁目3番1号
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者なし》
- 5 概要 以下のとおり
  - (1) 開 会 (危機対策課：三浦課長補佐)
  - (2) あいさつ (浅野知事)
  - (3) 議 題 (説明者：田中危機対策課長)  
宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編)の計画修正(案)について  
資料1：県地域防災計画(風水害等災害対策編)修正フロー図  
資料2：宮城県地域防災計画「風水害等災害対策編」の修正について  
に基づき説明
  - (4) 報告事項 (説明者：田中危機対策課長)  
市町村地域防災計画の修正に係る専決処分について  
資料3：市町村地域防災計画修正の状況(会長専決)  
に基づき説明
  - (5) その他 (説明者：千葉危機管理監、三浦課長補佐)
    - ① 平成17年度当初予算重点事業について  
資料4：平成17年度当初予算重点事業「みやぎ震災対策アクションプラン」
    - ② 国民保護法について  
資料5：国民保護法について
    - ③ 平成16年の災害等の発生状況について  
資料6：平成16年災害等の発生状況  
に基づき説明
  - (6) 閉 会 (危機対策課：三浦課長補佐)

＜審議、質疑応答＞

「宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の計画修正（案）」について

議 長：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員：（質問・意見等なし）

議 長：それでは、ご意見、ご質問が無いようですので、この計画修正（案）をご承認いただいでよろしいでしょうか。

委 員：（異議なし）

議 長：それでは、ご異議がないようですので、今回ご承認をいただきました計画修正（案）につきましては、直ちに国へ本協議を行って参りたいと考えております。

「市町村地域防災計画の修正に対する専決処分」について

議 長：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員：（質問・意見等なし）

「平成17年度当初予算重点事業」について

議 長：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員：（質問・意見等なし）

「国民保護法」について

議 長：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員：（質問・意見等なし）

司 会：それでは、これをもちまして「宮城県防災会議幹事会議」の一切を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

提出議案については原案のとおり承認された。